

# 令和7年度ビジネスパートナー都市等交流事業業務委託 募集要項（公募型プロポーザル）

## 1 案件名称

令和7年度ビジネスパートナー都市等交流事業業務委託

## 2 業務内容に関する事項

### (1) 事業目的と概要

本事業は、本市がアジア太平洋地域を中心とした14の主要経済都市と締結しているビジネスパートナー都市（以下「BPC」という。）（注）提携のネットワークを維持・強化するとともに、提携都市間の相互協力といったBPCネットワーク機能のメリット及び個別企業のニーズを踏まえた国際ビジネス活動サポート機能を最大限活用し、BPC等における海外ビジネス促進や大阪市でのBPC等とのビジネス交流事業等を実施し、BPC等の海外企業と市内中小企業等とのビジネス展開を支援することで、大阪経済の活性化に寄与することを目的とする。

今般、上記目的を達成するため、受注者のもつ国際ビジネス活動に関するノウハウや、幅広い知識と経験、専門性を活用するため、民間事業者から広く企画提案を募集する。

（注）BPCとは

自治体のリーダーシップのもと民間レベルでの国際経済交流を促進し、本市中小企業の国際化、活性化と提携都市との相互理解、友好促進を深め、もって国際協調の発展に寄与することを目的として提携したアジア太平洋をはじめとする地域の都市。1988年開始。（提携都市：香港、シンガポール、バンコク、クアラルンプール、マニラ、ジャカルタ、ソウル、上海、ホーチミン・シティ、ムンバイ、メルボルン、天津、オークランド、ハンブルク）

### (2) 業務内容

別紙1「令和7年度ビジネスパートナー都市等交流事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照のこと。

### (3) 契約上限額

金47,190千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※令和7年度予算の編成過程で変更となる場合がある。

### (4) 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※契約の締結は令和7年度大阪市予算の成立以降に行う。

### (5) 履行場所

本市指定場所（大阪市内）

### (6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、

発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

### 3 契約に関する事項

#### (1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合や、各種法令違反等により社会通念上契約の相手方として不適当であると認められる場合は、契約を締結しないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

#### (2) 委託料の支払

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

#### (3) 契約条項

別紙2「業務委託契約書」参照

#### (4) 契約保証金

契約保証金	免除
保証人	不要

#### (5) 再委託について

ア 受注者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

#### (6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除する。

## 4 参加資格等

次に掲げる条件の全てに該当すること。

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 直近 1 ヶ年において、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人都民税）、消費税及び地方消費税を完納していること。
- ウ 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- オ 参加申請書の提出時点において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- カ 平成 31(令和元)年度以降、海外経済交流事業又は中小企業の海外ビジネス支援を目的とした事業（海外企業との商談会開催、海外見本市出展支援など）を元請として履行した実績（ただし、履行中のものを除く。）を有すること。
- キ 適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること。
- ク 2 つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、上記アからキの条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件も満たさなければならない。ただし、力については、構成員のいずれかが満たしていればよいものとする。
  - (ア) 構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
  - (イ) 参加申請以後における代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
  - (ウ) 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
  - (エ) 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
  - (オ) 単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。
  - (カ) 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。

## 5 スケジュール

- 公募開始 令和 6 年 12 月 20 日（金）
- 質問受付期限 令和 7 年 1 月 15 日（水）
- 質問に対する回答 令和 7 年 1 月 22 日（水）（予定）
- 参加申請関係書類の提出期限 令和 7 年 1 月 29 日（水）
- 参加資格審査結果通知 令和 7 年 2 月 5 日（水）（予定）
- 企画提案書類の提出期限 令和 7 年 2 月 14 日（金）
- プレゼンテーション審査 令和 7 年 3 月上旬（予定）
- 選定結果通知 令和 7 年 3 月中旬（予定）
- 契約締結・事業開始 令和 7 年 4 月 1 日（火）（予定）
- 事業完了 令和 8 年 3 月 31 日（火）

## 6 応募手続きに関する事項

### (1) 質問の受付・回答

#### ア 受付期間

公募開始日から令和 7 年 1 月 15 日（水）午後 5 時まで（必着）

## イ 提出方法

「質問書」(様式1)を下記9の提出先まで提出すること。持参のほかEメールによる提出を可とするが、Eメールを送信後は必ず電話確認を行うこと。電話確認を行わなかった場合は、質問に回答できないことがある。

※Eメールによる提出の場合は、「件名」に「質問：令和7年度ビジネスパートナー都市等交流事業業務委託」と明記すること。

※電話や口頭での質問は受け付けない。

## ウ 回答

受け付けた質問事項に対する回答は、令和7年1月22日(水)(予定)に経済戦略局ホームページに掲載する。

## (2) 参加申請書類の提出及び参加資格審査結果通知

### ア 提出書類

#### 【単独法人等】

(ア) 公募型プロポーザル参加申請書(単独法人等用)(様式2-1)

(イ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書(様式4)

(ウ) 業務実績調書(様式5。平成31(令和元)年度以降の実績を記載し、業務の契約書及び仕様書等(参加資格条件について確認できる資料)の写しを添付すること。)

(エ) 情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制に関する資料(様式自由)

(オ) 使用印鑑届(様式6)

(カ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3カ月以内のもの:原本】

(キ) 履歴事項全部証明書(その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約)【申請時点で発行から3カ月以内のもの:写し可】

(ク) 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税(東京都の場合は法人住民税)の納税証明書【申請時点で発行から3カ月以内のもの:写し可】

(ケ) 消費税及び地方消費税の納税証明書(納税証明書その3(その3の2、その3の3でも可))【申請時点で発行から3カ月以内のもの:写し可】

(コ) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書(写し)

ただし、会社設立1年未満のため当該資料がない場合は、その旨を記載した理由書(様式自由)

※(ク)及び(ケ)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書(様式自由)を提出すること。

※(オ)～(コ)は、参加申請時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする(様式2-1に承認番号を記載すること)。

#### 【共同事業体】

(ア) 公募型プロポーザル参加申請書(共同事業体用)(様式2-2)

(イ) 共同事業体届出書兼委任状(様式3)

(ウ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書(様式4)

(エ) 業務実績調書(様式5。平成31(令和元)年度以降の実績を記載し、業務の契約書及び仕様書等(参加資格条件について確認できる資料)の写しを添付すること。)

※共同事業体を結成して申請する場合は、構成員のいずれかが条件を満たしていればよいものとする。

- (オ) 情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制に関する資料（様式自由）
  - (カ) 使用印鑑届（様式6） ※代表構成員のみ
  - (キ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】 ※代表構成員のみ
  - (ク) 履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
  - (ケ) 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人都民税）の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
  - (コ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
  - (ク) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書(写し)  
ただし、会社設立1年未満のため当該資料がない場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）
  - (シ) 共同事業体協定書（写し）【構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されているもの】
- ※(ウ)～(オ)及び(ク)～(ク)は、構成員となる全ての事業者について提出すること。  
ただし、(イ)については、実績を有する構成員について提出すること。
- ※(ケ)及び(コ)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）を提出すること。
- ※(カ)～(ク)は、参加申請時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式3に承認番号を記載すること）。

#### イ 提出期限

令和7年1月29日（水）午後5時まで（必着）

また、参加申請書類の提出と併せて、下記9のEメールあてに「件名：令和7年度ビジネスパートナー都市等交流事業業務委託【単独法人等又は共同事業体の名称】」を明記して空メールを送信すること。

#### ウ 提出方法

提出期限までに下記9の提出先まで提出すること。持参のほか郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

#### エ 参加資格審査結果通知

全ての参加申請者に対し、令和7年2月5日（水）（予定）に様式2-1又は2-2に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。

### (3) 企画提案書類の提出

提案書類の作成にあつては、資料1「本業務にかかる提案書作成について」を確認すること。

#### ア 提出書類

(7) 公募型プロポーザル企画提案書

（様式7-1（単独法人等用）又は7-2（共同事業体用））

(1) 提案概要

A 本業務に対する考え方、実施方針、スケジュール

(a) 企画提案の概要（様式8）

(b) 事業実施方針（様式9）

(c) 事業実施スケジュール（様式10）

- B 本業務の経費、実施内容
  - (a) 経費内訳書（様式 11）
  - (b) 大阪市でのBPC等とのビジネス交流事業等の実施・広報活動（様式 12）
- C 本業務にかかる実施体制・支援体制
  - (a) 業務実施人員体制表（様式 13）
  - (b) 配置予定スタッフの経歴・従事業務調書（様式 14）
  - (c) 海外展開サポーター配置予定について（様式 15）

#### イ 提出部数

正本（上記 6（3）ア(7)、(イ)）：1部（記名したもの）

副本（上記 6（3）ア(イ)）：8部

※副本には記名せず、事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行うこと。なお、「当法人」や「当団体」のような記載は差し支えないが、具体的な名称の記載は避けること。

#### ウ 提出期限

上記 6（2）エの参加資格審査結果通知（合格）を受け取った日から令和 7 年 2 月 14 日（金）午後 5 時まで（必着）

#### エ 提出方法

提出期限までに下記 9 の提出先まで提出すること。持参のほか郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

## 7 選定に関する事項

企画提案の審査については、有識者会議を開催し、以下の評価項目についての意見を聴取のうえ、発注者において受注予定者を決定する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

なお、有識者会議の委員については、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験を有する外部の者で構成する。

### (1) プレゼンテーション審査

#### ア 実施日時

令和 7 年 3 月上旬（予定）

※詳細は、上記 6（2）エの参加資格審査結果通知に記載する。

#### イ 実施場所

大阪市住之江区南港北二丁目 1 番 10 号 ATC ビル 0's（オズ）棟南館 4 階

大阪市経済戦略局 共通会議室（予定）

#### ウ 内容・方法等

・上記 6（3）ア(イ)の提出書類を使用し、企画提案（実施方針等）について口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。また、プロジェクター等機材の使用は不可とする。

・1 者あたり 30 分程度（うち説明 20 分以内、質疑応答含む。）とし、参加者は 1 者あたり 3 名以内とする。共同事業体の場合も同様とする。

※実施日時、実施場所、説明時間等について、変更する場合がある。

※プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。

### (2) 選定基準・方法

評価項目		審査内容	配点	
実施方針・ 全体計画	事業目的・内 容の理解	提案内容は、本市の示す事業目的・業務内容と 合致するか。	20	10
	実施スケジュー ールの妥当性	事業を効率的かつ効果的に実施できるスケジュー ールとなっているか。		10
提案内容・ 目標	提案内容の実 現性	提案内容は、実現性が高いものとなっている か。	50	5
	提案内容の有 効性	提案内容は、多くの企業が支援を受けられるよ う、有効かつ幅広い広報計画を有し、効果的な 事業となるよう工夫されているか。		8
		国内商談会に関する提案内容は、中小企業の海 外展開に資する成約など、具体的な成果に結び つくよう工夫されているか。		8
		国内商談会に関する提案内容は、支援対象企業 を掘り起こし、企業の国際ビジネスに対する意 欲を引き出すよう工夫されているか。		8
		国内見本市出展に関する提案内容は、中小企業 の海外展開に資する成約など、具体的な成果に 結びつくよう工夫されているか。		8
		国内見本市出展に関する提案内容は、支援対象 企業を掘り起こし、企業の国際ビジネスに対す る意欲を引き出すよう工夫されているか。		8
	目標設定の妥 当性	設定された目標は、本市が設定した目標以上で あり、提案内容に照らして妥当な設定となっ ているか。		5
実施体制	適正な人員配 置	事業を実施するのに必要かつ十分な人員配置と なっているか。	30	5
	専門性への対 応	事業実施に必要な専門性（国際ビジネスや中小 企業支援に関する専門知識、語学力、企画力、 営業力、実践力）を有する人員を確保している か。		10
	実績	事業を実施するにあたり、豊富な実績・ノウハ ウを有しているか。		5
	事業経費の妥 当性	事業経費見積額は、提案業務内容に対して適 当な金額であるか。		10
合 計（委員1名あたり）			100	

ア 上記の評価基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーション内容について、外部有識者で構成される有識者会議の意見を聴取したうえで評価を実施し、全員の合計点が最も高い提案者を受注予定者として選定する。

イ 全委員の合計点が最も高い提案者が2者以上（同点）の場合

(7) 「提案内容・目標」項目合計の得点が高い者を受注予定者とする。

- (イ) 「提案内容・目標」項目合計の得点が同じ場合は、「提案内容の有効性」項目合計の得点が高い者を受注予定者とする。
  - (ウ) 「提案内容の有効性」項目合計の得点も同じ場合は、「実施体制」項目合計の得点が高い者を受注予定者とする。
  - (エ) 「実施体制」項目合計の得点も同じ場合は、くじ引きにより受注予定者を決定する。
- ウ 全委員の合計点が最も高い提案者の評価において、1委員でも合計の評価点が60点未満又は1項目でも0点がある場合は、受注予定事業者として選定しない場合がある。その場合、次に合計点の高い提案者をアの「合計点が最も高い提案者」とする。

### (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと
- イ 同一参加者が複数の提案を行うこと
- ウ 有識者会議委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- エ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと
- オ 受注予定者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- カ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- ク 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合
  - (ア) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
  - (イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
  - (ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ケ プレゼンテーション審査を欠席すること
- コ 提案見積書に記載の額が、上記2(3)の契約上限額を超えているもの

### (4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は全ての参加者に対し、令和7年3月中旬(予定)に様式2-1又は2-2に記載の担当者メールアドレスあてに通知するとともに、経済戦略局ホームページに掲載する。なお、参加者が共同事業体の場合は、共同事業体名称及び構成員となる全ての事業者名についても公表する。

## 8 その他

- (1) 本プロポーザルにかかる契約の締結は、令和7年度予算の成立を条件とする。予算が成立せず、契約締結を行わない場合に、受注予定者において損害が生じても、発注者はその損害について一切負担しない。
- (2) 企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 採用された企画提案書等は、大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号)に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 全ての提出書類は返却しない。
- (5) 提出された書類等は、審査・受注予定者選定用以外に参加者に無断で使用しない(大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。)

- (6) 期限後の書類の提出、差替え等は認めない。ただし、発注者より指示があった場合はこの限りではない。
- (7) 本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約締結後の業務については、発注者と協議を行い策定する仕様にに基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- (8) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (9) 受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。ただし、1委員でも合計の評価点が60点未満又は1項目でも0点がある場合は、受注予定事業者として選定しない場合がある。

## **9 提出先、問合せ先**

担 当：大阪市経済戦略局企画総務部総務課（調達担当）

住 所：〒559-0034

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 ATCビル0's（オズ）棟南館4階

電 話：06-6615-3719

Eメール：[keisen-keiyaku@city.osaka.lg.jp](mailto:keisen-keiyaku@city.osaka.lg.jp)

受付については、午前9時から午後5時までとし、土曜日・日曜日・祝日・年末年始（令和6年12月29日から令和7年1月3日まで）及び月曜日から金曜日の午後0時15分から午後1時までを除く。

## **10 提案書作成用資料**

ア 本業務にかかる提案書作成について（資料1）

イ ビジネスパートナー都市（BPC）について（資料2）

ウ 直近の事業事例・実績紹介（資料3）